

第10回テーマ協議会提言書

1. 提言するテーマ

特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備（特に、下記2（2）イ「特別目的会社の連結に関する事項」については、実務に与える影響が大きいため、早急に検討をお願いしたい）。

2. 提言理由

（1）問題の所在

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

本テーマについては過去にも提案がされているが、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成17年9月30日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）に記載のとおりの問題が認識されたため、再度提案するものである。

（2）検討の範囲・緊急性

イ．短期的なテーマ（開発期間1）

特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

その他の事項（「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」及びその概要を示した「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備について(概要)」を参照）

ロ．中長期的なテーマ（開発期間2）

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

（3）テーマ協議会委員の意見

上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めた。

一方で、特別目的会社等に関する事項を検討することには異論ないものの、短期的なテーマとしている事項を検討するにしても、現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになるため、中長期的なテーマとしている「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」を早急に整理しなければ混乱が生じる可能性がある、したがって、直ちに会計基準等の開発に着手するのではなく、まず特別目的会社等に関する実態分析を行い、その結果を踏まえて会計基準等の検討に入るのが現実的ではないかとの意見があった。

また、中長期的なテーマとしている根本的な考え方の議論の前に、より早く解決できる選択肢として、特別目的会社等に関するディスクロージャーについて検討してはどうかとの指摘もあった。

以 上